

# 韓国の特殊教師からみた専攻科の現状と課題

## Current Status and Assignments of Major Courses Captured by Special Teachers in Korea

文学研究科教育学専攻博士後期課程在学

李 宜 貞

Lee Euijung

### (要約)

人間は誰にも社会構成員として職業を持つことで、社会参加の機会を持つことになり、自分の価値を実現することが可能である。これを踏まえて健常児と同じく障がい児も特別支援学級や特別支援学校を卒業後毎年社会に進出しており、自分なりの生活を挑戦している。進路教育及び職業教育は、障がいのある生徒にとっても欠かせない活動であるため、各学校の特色あるプログラムとして運営されている。韓国で2015年に施行された「進路教育法」により、過去の進路教育から疎外されてきた障がい児生徒の自己主導的進路で開発力量を支援する進路教育の責務性がより強調されている。つまり、健常者の生徒と同様に、障がい児生徒にも変化する職業世界と生涯学習社会で自分の進路を積極的に開拓して持続的に開発できる力量を学習する進路教育学習の権利が重要になっている。本研究では韓国の特殊学校における高等部卒業後の専攻科が設置された背景と運営について検討する。

## I はじめに

### 1. 日本の特別支援教育

日本における特殊学校と及び特殊教育は、特別支援学校と特別支援教育と呼ばれており、またキャリア教育と進路指導の意味を含んでいる。特別支援学校で行われているすべての教育は、自立と社会参加に向けた教育と生きる力を育む教育を行っている<sup>1</sup>。特に、文部科学省(2004)が従来の職業教育が、専門的な知識・技能を習得させることのみが焦点が置かれ、児童生徒のキャリア発達をいかに支援するかという視点に立った指導が不十分であることを指摘してキャリア教育の積極的な推進の必要性が強調されるようになった。また、橋本創一(2012)によると特別支援学校は、学校教育法第71条によると「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者また病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、

<sup>1</sup> 日本における「進路指導」というのは、アメリカにおいて使われていた‘Vocational Guidance’という用語を「職業指導」と訳して導入して使うようになったが、1955年から進学率が高まるにつれ「進路指導」と言い変えて、現在に至るまで引き続き使用している。

小学校、中学校、高等学校に準ずる教育の計画を立てて、障害による学習や生活の困難を克服して自立性を図るために必要な知識技能を授けることを目的」である。同法第74条には、都道府県には特別支援学校を対象者の数に見合うだけ設置する義務が課せられている。日本の特別支援学校の幼稚園、小学校、中学校、高等学校に「準ずる教育」の意味は障害や特別なニーズに対応する方法は「特別」であっても、幼稚園や小・中・高等学校で「心身の発達に応じて」教育を行う基本原則は同じ意味である。森(2010)は、特別支援教育の高等部3年の生徒に対する進路学習及び進路指導の在り方について、生徒一人一人の身体的発達や精神的発達の特性プロフィールを中心に分析している。そして、何よりも、生徒個人に対する指導計画をつくるのが優先的に行うべきであり、そのためには具体的な実践計画の教材と教員の設定が至急に求められるとしている。三山(2011)は、学級担任の特別支援教育について、教員たちの意識を肯定的に変容させるためには、学級担任である自分が改善策を探した上で実際に試して見るのが重要であることを導いている。

石山(2015)は、特別支援学校におけるキャリア教育の実践に関する教員の意識調査を行い、主に発達の側面(内的側面を含む)と生活力の変化、子ども・保護者・先生の思い、授業・生活実践(積み上げの再考・確認)、福祉現場・企業・関連機関などの考え方の必要性を強調している。まず、日本の特別支援教育のシステム(2007)は学校教育法が改正され、「特殊教育」が「特別支援教育」へ変更されました。また、2011年8月には、1993(平成5)年に大幅改正となった障害者基準法(1970年制定)が再び大きく改正され、社会や経済また文化の全ての分野の活動に参加する機会を確保することで2006(平成18)年12月に国連で採択された障害者の権利条約の内容を強く意識した内容を最も強調された。そして、新しい障害者基本法(2007)では、障害に関する差別禁止条項が新設されて、社会的認識の変化のために合理的な配慮を求められる(同法第3条から第4条)。そして、同法第6条では、障害児者が「可能な限り障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育の内容や方法の改善また充実を図るなど必要な施策を講じなければならない」等、厚生労働省管轄の法律である教育についても重要な問題提起をしている。吉岡(2013)は、特別支援教育の関係機関との連携の効果と問題点に触れ、学校側と関係機関との支援アドバイスの不十分さ、保護者と外部機関との連携の難しさ、学校側の企業の探索や連携にかかる時間と費用の問題、個人情報の保護及び行政サービスの効率さなどを挙げながら、総合的な連携の難しさを指摘している。堀田(2015)は、特別支援学校における進路指導について、生徒自身の労働に対する意志や意欲の強さ、作業をこなせる体力と作業力、作業中の規則的な生活の持続性、職場の教員との協調性及び家族の十分な支援などが成功のために非常に受容であると強調している。熊田(2016)は、知的障害領域における特別支援学校の課程について、自己のあり方と生き方、そして主体的に進路を選択できる能力や態度を育てることを進路指導の目標とすべきであり、その計画を立てて行くことが望ましいとしている。熊田(2016)は、生徒たちのよりよく生きたいという気持ちを引き出すと共に、生徒のコミュニケーションの力を高め、就業体験を充実させて自己実現を図らせ、勤労観と職業観を育てる核心の要因であるとしている。以下

韓国の特殊教師からみた専攻科の現状と課題

の表1は2019年障害種別学校数を表1-1は2019年障害別在学学生数を示した。2019年全国の学校数は表1を見ると1,146校であり、国立学校は本校のみで公立学校の場合は本校と分校を含まれている。特に公立学校数と知的障害学校数が多い状況である。

表1 日本の障害別学校数（2019年）

（計；校）

区分	計			国立	公立			私立	
	計	本校	分校	本校	計	本校	分校	計	本校
	1,146	1,035	111	45	1,087	976	111	14	14
視覚障害	82	80	2	1	80	78	2	1	1
聴覚障害	118	110	8	1	115	107	8	2	2
知的障害	786	711	75	42	734	659	75	10	10
身体不自由	352	326	25	1	350	325	25	1	1
病弱・身体虚弱	151	133	18	—	151	133	18	—	—

出所；e-stat(政府統計の総合窓口、2019年)を基に筆者作成。

注；計の数値は障害種別に延べ数で計上し直したもので異なる場合がある。

なお、表1-1に示したように、全国の在学学生数は144,434名であり、在学学生数で見ると、知的障害、身体不自由、病弱・身体虚弱、聴覚障害、視覚障害の順になっている。

表1-1 日本の障害別在学学生数（2019年）

（計；名）

計	在学生徒数							
	計	幼稚部	初等部	中等部	高等部	訪問教育学級		
						初等部	中等部	高等部
144,434	1,438	44,475	30,374	68,147	1,247	754	822	
視覚障害	5,083	200	1,490	1,138	2,255	103	47	53
聴覚障害	8,175	1,123	3,106	1,774	2,172	53	26	34
知的障害	131,985	242	40,653	27,439	63,651	972	540	757
身体不自由	31,094	99	13,359	7,896	9,740	1,017	573	730
病弱・身体虚弱	18,863	22	7,219	4,883	6,739	682	438	358

出所；e-stat(政府統計の総合窓口、2019年)を基に筆者作成。

## 2. 韓国の特殊教育

韓国では、教育課程及び特殊教育関連のサービスを円滑に展開するため、1997年に「特殊教育振興法」<sup>2</sup>が制定された。同法によると特殊教育は、法律で特殊教育対象者の教育的な要求を充足させるために、その特性に応じた教育課程及び特殊教育関連サービスの提供を目的とし、これを通して形成される教育であると定義されている。教育科学技術部(2013)による「障害者に関する特別な教育法」は、特殊教育の対象者の特性やニーズに応じた進路と職業教育をサポートするための様々な道具を用意すべきだと規定し、これらの理由を持って2009年以來の専門職教育の内実化メカニズムを提供している。その上、特別な学校、企業及び専門あるいは職業教育中心の学校、統合型の職業教育の拠点校を指定し運営している。一方、韓国の特殊学校の状況については表2に示した。特殊教育統計(2020年)によると全国に182校があり、障害種別に見ると視覚障害13校、聴覚障害14校、知的障害126校、身体不自由22校、病弱・身体虚弱及び自閉症7校である。また、在学生数は95,420名で障害種別には視覚障害1,908名、聴覚障害3,132名、知的障害50,693名、身体不自由9,928名、病弱・身体虚弱15,842名、自閉症13,917名、教員数は9,161名になっている。

表2 韓国の障害別学校数・在学生数・教員数)

(校、名)

障害種別	学校数	在学生徒数	教員数
視覚障害	13	1,908	501
聴覚障害	14	3,132	512
知的障害	126	50,693	6,703
身体不自由	22	9,928	1,445
病弱・身体虚弱	7	15,842	
自閉症		13,917	
計	182	95,420	9,161

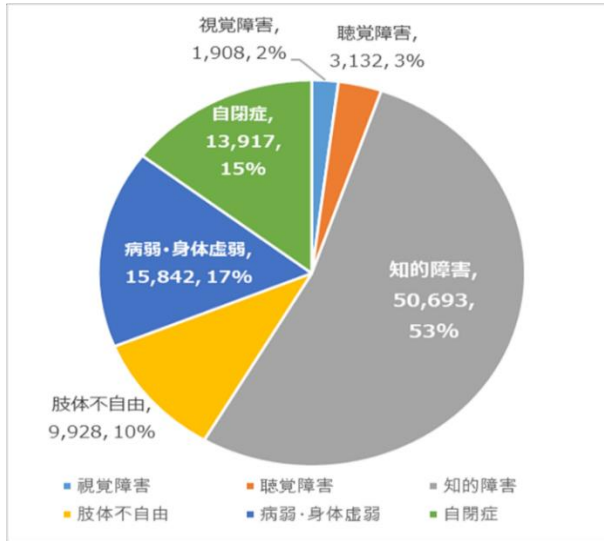
出所：韓国教育部(2020)、「特殊教育統計」を基に作成。

(注1)：韓国の場合学校数は特殊学校の学級・一般学校の特殊学級・特殊教育支援センターの合計である。

(注2)：病弱・身体虚弱：情緒行動、意思疎通、学習及び健康、発達肢体の障害を含む。

<sup>2</sup> 教育科学技術部 <http://www.moe.go.kr> (2008年度年次報告書)

図1 韓国の特殊学校の障がい児在学学生数（2020年度）



### 2-1 特殊学校の専攻科

韓国の専攻科は、高等学校を卒業した障がい児生徒の進路及び職業教育を提供するため、特殊学校及び一般学校に設置された教育課程を指す。韓国の特殊学校において専攻科が設置された理由は、生徒たちが将来の職業への円滑な適応のために職業関連の様々な教育訓練を段階的に身につけることが大事であるとのことであろう。すなわち、障害特性に応じた職業生活の適応が困難であることを克服し、尚且つ自分の能力及び特性に相応しい多様なカリキュラムを

学習できることに焦点を置いていると言えよう。これを踏まえて、専攻科では、体系的な専門職の進路指導から成っている社会構成人として、自分で独立するために最適なサポートや支援サービスが提供されるべく準備された課程である。したがって韓国の教育部と労働部は、相互連携して高等学校の職業教育期間を延長し、また職業技術訓練を実施しているし、このために特殊学校に専攻科の教育課程を開設・運用しているのである。特殊学校専攻科は職業教育の充実のため、障がい児生徒の高等部卒業後に専門技術教育を実施するための課程で、1993年に国立特殊学校に試験的に設置・運営した後、1996年から本格的に設置されている。その後、2007年、障害者の特殊教育の法律(2007.5.25)<sup>3</sup>が制定されることで、進路教育の必要性と至急性が強調された。専攻科とは、中学校教育法第56条と特殊教育振興法(2007.5.25 廃止)第21条に法的根拠を置き、高等学校の過程がある特殊学校において、卒業生たちに専門技術の教育を実施するための授業課程、1年以上を設けるといふ、特殊学校の新たな教育課程である。韓国の特殊教育統計（2020）によると特殊学校内に設置された専攻科のある学校数は154校で、国立5校、公立83校、私立66校であり、学級数は672学級で国立29学級、公立409学級、私立234学級となっている。

<sup>3</sup> 教育部 『障害者の特殊教育の法律（2007.5.25）』 <http://www.moe.go.kr>

表3 韓国の特殊学校における専攻科の現況（2020年度）

学校の種類	学校数	学級数	学習 1年次	学習 2年次	学習 3年次
国立	5	29	16	12	1
公立	83	409	210	198	1
私立	66	234	121	110	3
計（個）	154	672	347	320	5

出所；韓国教育部(2020)、「特殊教育統計」を基に作成。

また、専攻科の学習期間について1年次は347校で国立16校、公立210校、私立121校2年次は320校で国立12校、公立198校、私立110校になり、また3年次は5校で国立1校、公立1校、私立3校で実施している。そして専攻科を活発的に運営している地域はソウルにある特殊学校では26校があり、その中111学級で1年次、2年次、3年次に実施している。次には釜山地域にある特殊学校9校、37学級で1年次、2年次にそれぞれ学校によって特色的なプログラムや専門科目を決められて実施している。例えばインタビューしたH学校の専攻科の場合は以下のように2年間、3つの学科を運営している。2019年は1年次3学級21名、2年次3学級17名が在学して専門知識や実習を行っている。これをふまえて、障がい児自分が選択した専門科目を学びながら自分なりのそれぞれ作品を作って地域の人々との連携を用いて販売する機会、体験・学びの場として知識を十分に備えている。

表4 専攻科の専門学科（H特殊学校、知的障害）

学科	専門科目の内容
1新環境農業科	園芸作物の分類、生育環境の理解、野菜、果樹、花卉、栽培の基礎技術、水耕栽培等の教育課程運営を通して21世紀競争力ある農業専門家養成
2食品加工科	多様な高級化した食文化の発達に応え、バリスタ、製菓製パン、食品加工領域の障がい者採用需要を充足させるため実務中心の教育課程運営と特化した専門職業人養成
3流通管理課	食品を生産して販売する過程で包装流通、生活工芸、サービスエリアで実習及び実務中心の教育を通して生産、流通分野の専門職業人養成

出所；筆者作成

国立特殊教育院(2009)<sup>4</sup>によると、専攻科は障がい児が自分の能力に応じた職業生活をするこによって、普通の生活ができる障害児の雇用促進・職業リハビリテーションを工夫することを目的としている。そのため障害者雇用及び職業リハビリテーション法(2013.3.13 改正)と、1977年12月31日法律第3053号制定・公布された特殊教育振興法に従って、韓国の障害者教育を公的な保証をし、全国

<sup>4</sup> 国立特殊教育院（2009）『特殊教育関連法律』 <http://www.nise.go.kr>

## 韓国の特殊教師からみた専攻科の現状と課題

市道に公立の特殊学校や特殊学級が設置されていると強調している。また、特殊教育の年次報告書(2012)<sup>5</sup>によると、特殊学校の専攻科とは、法的に明確な根拠に基づいて設置され、法的に特殊教育機関の個性や障害者の職業リハビリテーションの実施機関との性質を同一に持っている述べている。そして、特殊教育統計(2020)<sup>6</sup>によると、現在特殊学校は全国に154校設置されており、地域別に専攻科の編成及び運営についてみると、特に釜山(プサン)と慶南地域は、知的障害特殊学校に専攻科2年コースを編成し運営している。主に、基本知識と自立能力を養い、卒業後を成功させるために生活経験の中心の実践可能な内容と生徒の実態、保護者や教師の要求などを反映して運営している。

そして専攻科の教育課程関連カリキュラムの時間及び運営の実態を見ると、専門教科に配分された時間は平均23.4時間になっており、全体の70%の比重である。通常教育課程のカリキュラムに配分された時間は、平均6.7時間で全体の20.4%、また一般教養カリキュラムへの配分時間は平均3.1時間で全体時数の9.4%を占めているため、専門教科に集中して教育していることが伺える。さらに、学内における実習は、学校の専門教科と連携して職場での職業経験を積むなど、職業生活に必要な適応の技術を中心に運営しているのが特徴である。現場実習は地域機関と連携して実際の職業に関連する職種と仕事の能力を延長させ、就職の機会を拡大できるように組織・運営されていると言える。

一つ目は、大人としての生活に必要な知識、技術、態度などを育成し、職業生活の基本はもちろん、個人と社会生活の機能を実行する。二つ目は、進路と職業世界で必要とされる身体と学習機能を涵養し、様々なツールとコンピューター操作能力を養い、職業生活に必要な基本的な能力や作業態度を改善する。三つ目は、地域社会の仕事で要求される基本的な能力や作業態度を経験し、それを習得しながら将来の職務を実行できるように準備する。四つ目は、キャリア開発のプロセスを理解しながら自分の進路の方向を設計し、学校から社会への転換を実践している。

### 2-2 特殊学校と学校企業

教育科学技術部(2009)は、特殊学校・企業・地域企業の協力で、職業関連の練習場所の確保が困難であるため、一般の事業所と同じような職業教育環境の中で障害のある生徒にインターンシップの機会を提供すべきであると指摘しながら、学校企業の運営の必要性を提起している。特殊学校の学校企業は、特別な学校内の一般の事業所と同一な職業教育を促進することを目的としている。またこれを基に障害のある生徒の職業訓練の質を向上を実施させるプログラムを行うことである。イ・チュンハ(이준하, 2008)とパク・ヒマン(박희만, 2010)によると、学校企業は、学校の機関長が企業のオーナーになり、教員と生徒を雇用して教育活動を通じた商品やサービスを産し、販売すると定義している。

<sup>5</sup> 教育部 (2012) 『特殊教育の年次報告書』 <http://www.moe.go.kr>

<sup>6</sup> 教育部 (2020) 『特殊教育統計』 <http://www.moe.go.kr>

韓国の産業教育の振興及び産学協力促進に関する法律の第36条によると、学校企業の役割は、生徒と教員の実習教育や研究に活用し、産業教育の施設で開発された技術を民間に移転して事業化を促進するために特定の学科や教育課程のカリキュラムと連携し、独自の商品を製造・加工・修理・販売、サービスの提供などをする役割を果たすと明記されている。障害生徒の専門的教育の現状を見ると、まず特殊学校において進路・職業教育の実施率は増加している。特に高等学校の場合、特殊学校は進路・職業教育を実施することになっている。また、特殊教育対象の生徒に関連する進路・職業教育は、生まれから生涯にわたって行うべきであると考え、幼稚園の時から進路・職業教育を実施するためのサポートが必要であると指摘している(国立特別教員, 2011)。

国立特殊教育院(2012)は、障害生徒の進路・職業訓練のカリキュラムに関する最近の特殊教育は、中学校の段階から徐々に進路・職業教育が強化されていると述べている。また、学校企業の必要性について、韓国教育部(2013)は、障害生徒の就労の拡大と地域企業との連携による就職率の向上のために、特殊学校における企業の運営が必要であることを示唆している。詳しく言うと、既存の職業訓練の教室とは別の概念で障害生徒の就職を準備することができる「職業訓練室」を設置することが「障害者に関する特別な教育法施行令」として、新たに制定された。また、障害生徒は学習の特性上、現場実習を通じて、就職率を向上させることができる。しかし、現実的には、地域と企業の不足と非協力で、生徒たちの実習場所の確保が非常に困難な状況であると言えよう。したがって、進路指導領域を新たに追加し、学校教育を終了した後の社会生活ができるようにカリキュラムを改正している。パク・ヨングン(박용근 2013)は、学校企業の運営は、進路・職業教育の機会を拡大し、職業教育プログラムの質を向上させ、地域社会との連携などを通じて、最終的に障害生徒の生活の自立と就業率の向上のため肯定的に寄与すると述べている。そして、教育科学技術部(2013)によると、学校企業は転換教育の視点から教育を実施することを強調しており、機能的な生活中心教育に重点を置いて、大人としての人生を生きるために必要な知識、技能、態度等を習得し、適用することが計画された。その結果として障害生徒の現場実習と場所の確保と就職率の向上などの問題を解決するために特別な学校の「学校の企業型職業訓練室」を設ける計画を出した。「学校に適した職業訓練室」とは、特殊教育の対象生徒の職業訓練を目的に学校内の学校、企業や一般の事業所と同じような形で職業教育を促進し職業訓練を実施するために教室や建物を意味する。教育科学技術部(2013)は、今後「学校株式会社」に成長することを指向すると同時に民間企業の学校内に誘致、地域社会、企業などと連携するモデル(方案)を含んでいる。したがって、特殊学校の企業は、一般企業と同一な形での仕事環境を造成して職業訓練を実施する。障害生徒への実習の場を提供し、地域企業との共同による就職支援、近隣の特殊学級の生徒への職業訓練及びコンサルティングの提供が行われる。



## II 研究方法

### 1-1. 調査協力者

本研究では2017年2月中旬から3月末までの間に、B地域及びD地域にある韓国の特殊学校と特殊教育支援センターにおいて、実務的に進路教育の経験がある学級担任及び進路担当教員・進路部長の中で1年以上の履歴を1年以上を有する特殊教育専門教師を対象として、事前調査やインタビューを行った。協力者13人の属性は以下の表4に示した。

### 1-2. 倫理的配慮

研究協力者には、インタビュー調査前に、電話をかけて本研究の概要及びインタビューの質問項目について説明し、インタビューの許可をもらった後、個々別のメールでインタビューの関連する資料を送った。そして、インタビューの当日には、本研究の目的や方法あるいは、倫理的配慮についての説明を書面また口頭で行い、同意書への署名を依頼した。プライバシー保護のため、インタビュー調査の内容について文字化する際、協力者が特定できるような名前やプロフィールについては仮名を使用して表示した。

### 1-3. 調査の手続き

インタビューを実施する前にフェイスシートを使用し、個人情報を得た。また、インタビュー調査の所要時間は人によって20分から1時間30分くらいにかかった。一人あたりの所要時間は平均30分から40分であった。現場におけるインタビューの実施は、協力者の学校での事情や状況によって実施した。

### 1-4. インタビュー項目

インタビュー質問は特殊学校における設置・運営している専攻科の意義と課題について、半構造化面接（M-GTA：ICレコーダによるインタビュー内容の録音、逐語記録化）質的研究の方法で行った分析結果を整理した。

表4 研究調査協力者の一覧

名称	年齢	性別	学校の種別	教師 経歴	インタビュー 所要時間
A	30代後半	男性	B市特殊教育支援センター	13年	1時間25分45秒
B	30代後半	女性	B市特殊教育支援センター	14年	20分55秒
C	30代後半	男性	B市特殊教育支援センター	9年	20分56秒
D	40代後半	女性	精神遅滞 (B市E特殊学校)	17年	53分59秒
E	30代後半	男性	精神遅滞, 知的障害 (B市H特殊学校)	12年	21分07秒

F	30代後半	男性	精神遅滞, 知的障害 (B市H特殊学校)	12年	42分37秒 (グループインタビューを行う)
G	30代後半	女性	精神遅滞, 知的障害 (B市H特殊学校)	6年	
H	30代後半	男性	精神遅滞, 知的障害 (B市H特殊学校)	4年	
I	50代後半	女性	精神遅滞 (D市S特殊学校)	26年	28分15秒
J	30代後半	男性	聴覚障害 (D市O特殊学校)	7年	50分30秒
K	40代後半	男性	視覚障害 (D市K特殊学校)	18年	56分39秒
L	40代後半	女性	精神遅滞 (D市J特殊学校)	18年	43分30秒

注 ; D教師・F教師 (1回目 ; 2017年2月中旬~3月末、2回目 ; 2019年5月中旬)

### Ⅲ 結果と考察

#### 1. 結果

インタビューから得た分析結果から、専攻科の役割として、4つのカテゴリー『{専門性を高める}、{自発的行動を図る}、{地域社会のつながる}、{企業と協力}』と16のサブカテゴリー、『【専攻科の運営】、【専攻科の特性】、【専攻科の成果】、【専攻科の限界】、【支援してほしい】、【支援センターの協力】、【情報を交流】、【教師の役割】、【専門的な知識を獲得】、【一般学校との連携】、【知識や情報交換】、【実務員の設置】、【教師と実務員の葛藤】、【巡回教育】、【巡回教育の成果】、【支援センターの利用】』が作られた。その中で、共通の概念を整理し、{専門性を高める}という1つのカテゴリーと、4つのサブカテゴリー及び8つの概念にまとめた。それぞれのカテゴリーと概念について教師の意見を表5に示した。例えば、[専門職の訓練課程設ける]については、専攻科の専門的な学習を学びながらサポートを受けることが重要であることを次のように述べている。

「E教師：障害児の進路と就職のための専門課程を実施するが、高校卒業後、障害生徒が一般職に就くことが難しいので、専門教科(実習)を用いて専門の技能を身につけ専門職に就職するようにしている」、  
「F教師：専攻科に入って自分のできる分野を選択し実践するサポートプログラムを基に実習を行っている」、  
「K教師：専攻科の運営は学校の裁量で展開されるので、生徒たちに合う多様なプログラムが実施できる」

また[職業委託教育]ことについては、地域社会の企業への多様な経験や体験活動を行う必要については次のように述べている。

## 韓国の特殊教師からみた専攻科の現状と課題

「A教師：企業に委託して多様な経験や体験をする。地域の障害者関連の公共機関や施設とMOUを締結して、週1~2回仕事現場で実際の仕事をしながら職業訓練を行っている」、「B教師：しかし、生徒の受け入れ状況から見ると、一般企業への職業委託は少ないし、公共機関なども現実的に厳しい状況である」

そして、[専攻科の役割と責任]については、生徒の選考やカリキュラムの設計、地域内企業の連携、教師の責任の重さなどについて次のように述べている。

「J教師：専攻科の役割と責任を果たすのが非常に厳しい。専攻科は学校企業との連携を基に特殊学校内に設置されているし、生徒たちにとって、自由な選択と活動ができる反面、生徒の選考や運営面においては厳しさを持っている」、「C教師：発達障害の生徒に比べ肢体や聴覚障害の生徒は、専攻科で学んだことを参考にして仕事をしたいと思っているので大学への進学率が高いが、途中で脱落する比率が高いのが現実である」

さらに[専門家養成]ことには、学校内において多様な支援プログラムを実施しながら専門的な知識を高めると強調している。

「D教師：生徒たちが一般企業に就職し生活することは難しいので、学校内で職業リハビリや雇用プログラムなどを通して職務キャリア教育を受けている」

また、{専攻科の成果}においては、[専門知識を実物で体験する]ことができるし、学校と企業間の連携を強化することが焦点になっている。

「E教師：生徒たちは企業への訪問を通して現場を体験したり、自分の興味のある分野を練習したりするので、生徒と企業間の交流が活性化されている」

したがって、[体系的な特殊教育期待]については、学校から学んだ様々な体験学習の訓練や人間が生きていくための社会的な知識を貯まることができると述べている。

「H教師：障害教育関連のシステムやプログラムの充実さが発揮できる専攻科は、障害別に生徒を区分して教育を行い、障害関連教育の連携システムの充実さが確認できる」、「I教師：中・高校からの進路・職業教育を基に専攻科のプログラムを学習するので、障害児のための特殊教育の一貫性と持続性による結果の満足度が高い」

一方、特殊学級の専攻科で様々な体験学習の訓練を通して、社会構成人として必要な知識やスキルをもっていて、卒業後に地域の企業へ進出してもまだまだ解決せねばならない課題点が残っている。例えば、{専攻科の限界}によって[学校と企業間のミスマッチング]、学校と企業及び地域社会における思惑が異なる場合が多い。

「K教師：専攻科で学ぶ職務の練習や体験が、企業と地域社会が求める専門性と仕事の難易度などが異なり、生徒たちの仕事は単純なことで限られている」

特に、特殊学校における専攻科の運営については、何よりも教師の役割と責任が大事であると言える。[教師の役割と責任が過重]の意味で、教育を受ける立場も重要であるが、教育を指導している教師の役割も非常に重要であるので、教師たちの仕事の重さは大きな課題となっていると言えよう。

「G教師：専攻科の教師は 職場を探ったり、企業との情報交換など 地域企業との連携づくりに多くの時間を費やすので、非常に厳しい仕事に直面している。さらに教師たちの評価などが上述した仕事の出来事に左右されるので、教師の役割と責任はとっても過重になっている」

表5 カテゴリーとサブカテゴリー・概念及びインタビュー内容

カテゴリー	サブカテゴリー	概念	インタビュー内容
専攻科の運営	専門職の訓練課程設ける	障がい児の進路・就職のための専門課程	専門教科(実習)を用いて専門の技能を身につけ専門職に就職するようにしている。(E) 自分ができる分野を選択・実践するサポートプログラムを基に実習を行う。(F)
	職業委託教育	企業に委託・多様な訓練	地域の障害者関連公共機関や施設とMOUを締結し、週1-2回現場で実際の仕事をしながら職業訓練をしている。(A)
専攻科の特性	専攻科の役割と責任	役割・責任果たす厳しさ	学校企業との連携を基に特殊学校内に設置され、修了の概念で捉え自由な選択と活動ができ、反面、生徒の選考や運営面の厳しさを持っている。(J)
	専門家養成	学校内多様な支援プログラム実施	生徒たちが一般企業に就職し生活することは難しいので、学校内で職業リハビリや雇用プログラムなどを通して職務キャリア教育を受けている。(D)
専攻科の成果	専門知識体験	学校・企業間連帯強化される	企業への訪問を通して現場を体験、自分の興味ある分野を練習、生徒と企業間の交流が活性化される。(E)

韓国の特殊教師からみた専攻科の現状と課題

	体系的な特殊教育期待	障害教育関連システムやプログラムの忠実さが発揮	専攻科は障害別に生徒を区分して教育を行い、また特殊学校と特殊学級の生徒と一緒に授業を受けるので、障害関連教育の連携システムの忠実さが確認できる。 (H) 中・高校からの進路・職業教育を基に専攻科のプログラムを学習するので、障害児のための特殊教育の一貫性と持続性による結果の満足度が高い。(I)
専攻科の限界	学校と企業間のミスマッチング	学校・企業・地域社会の思惑が異なる	専攻科で学ぶ職務の練習や体験が、企業と地域社会が求める専門性と仕事の難易度などが異なり、生徒たちの仕事は単純なことで限られている。(K)
	教師の役割・責任	職場探す企業と情報交換	地域企業の連携づくり及び情報交換を始め、職場を探すことが役割・責任で、教師の能力で成果が左右される。(G)

出所；筆者作成

2. 考察

韓国における特殊学校の専攻科は、高校を卒業した生徒を対象に実施する職業専門教育機関である。専攻科は学制ではないため、卒業の概念ではなく、修了の概念で捉えている。詳しく言うと、生徒自分が通った特殊学校の高等学校を卒業した後、すぐに社会へ進出するより、もう一度仕事になじむために、2年間の間、様々な職業関連の体験学習や訓練課程を学び、関連知識を高める課程である。専攻科の過程は、授業の100%が職業教育で構成されている。職業授業は31時間になり、全体的に行われる授業はカリキュラム、トレーニング、スキル、経験など、すべてが仕事関連の授業で成り立っている。そして、特殊学校の高校を卒業した障害のある生徒たちを、それぞれ領域ごとに区分し、また知的障害のある生徒たちも領域ごとに区分して専攻科を運営している。すなわち、専攻科の運営は、多くの知的障害と自閉性障害のある生徒らが主な対象になって職業教育を展開しているのが特徴である。参考までに、専攻科に入学してくる生徒のうち、自分が通った特殊学校を卒業した生徒は約30%程度で、残りの60%程度は、特殊学級から進学してくる生徒である。専攻科が開設された背景には、生徒たちに職業に特化した授業を展開して専門性を高め、社会への進出を促進させるためである。

実際に専攻科というのは、最初は、発達障害の学校で始まった。発達障害のある生徒は、中学生の時に6時間、高校生のに8時間のキャリア教育に関する専門教育を受けているが、その程度の時間を費やしているだけでは、キャリア教育を推進するのはかなり不十分であると指摘されて考えられている。なぜならば、発達障害の最大の問題は、環境の変化に非常に脆弱であるためである。すなわち、環境が変わると能力が落ちて、普通の教育ができなくなる場合がある。特にキャリア教育は、なおさ

らである。つまり環境によって、生徒たちの心理的な状態が不安定になり、いろいろな問題が発生することがある。このような状況を踏まえて、専攻科を導入した始め頃は、職業教育に重点を置いて展開し、尚且つ、体系的な専門職教育が推進されたのである。現在の専攻科では、職業を目的とする生徒が半分、そして自分が自ら自立をしたいとする生徒が半分であり、これらを区別することによって運営されている。また専攻科は、障害人雇用公団が中心になって特殊学校において運営している。特に学校が企業と連携して専攻科の教育課程を設けており、教科目の中には、実際に企業との連携を考慮した実習教科も設けられている。専攻科に入ると、学校の中で行われるすべての教科目が技能を身につけるための教科であり、実習中心で授業が展開されているといえる。一方、専攻科の入学について言うと、まず学群があるため、専攻科に入りたい場合、生活している住所の近く学校になっているべきである。しかし、専攻科へ入ろうとする生徒は多くいるが、全ての生徒が入学できる状況であるため、良い特殊学校の場合には住所を偽造し、入学しようとする人もいと指摘されている。また、生徒たちが何回でも専攻科に入られることも、多くの生徒の入学を難しくさせている理由の一つである。なお、専攻科への入学を制限する法律や制度は定められていない。また専攻科の就職率について言うと、学校企業と連携して運営している特殊学校の場合は、約7人が授業を行うが、学期中に就職をしていくため、最後に生徒たちは約2-3人しか残っていない。生徒たちは企業で実習をする形で就職をしている。専攻科卒業後、生徒たちは、大体、民間及び公共機関、仕事、家庭などの領域に進んでいるし、仕事と家庭の比率は半々になっている。すなわち、専攻科の卒業後、生徒たちは一般の機関や企業に就職するが、そうでない生徒は家庭に戻って生活をしている。つまり、障がい児が特殊学校へ入学して小学校から専攻科に至るまで基本的な生活および職業関連の教育を受けることで、自分がどのように生きていけるのか、どのような職業を持つのかなどについて価値観を持つようになるのが専攻科で学ぶことである。もちろん効率的な学びができるためには、生徒たちに対する教師の支援プログラム、あるいは援助などを生徒たちがしっかり受けることができるように、生徒と教師がお互いにしっかり責任を持って協力し合う必要があると言えよう。

引用文献

- 熊田正俊・別府悦子・野村香代・宮本正一(2016)「知的障害特別支援学校における進路指導の教育課程—自己実現を図るPDCAサイクルを中心に—」『教育実践研究』 pp.111～120.
- 栗田季佳・楠見孝(2014)「障害者に対する潜在的態度の研究動向と展望」『教育心理学研究』 pp.64～65.
- 国立教育政策研究所(2013)「生徒指導・進路指導研究センターキャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査の概要 概要」。
- 佐伯昌史・檀上満・檜和田祐介(2011)「韓国における特別支援学校専攻科と社会的企業に関する報告」、特別支援教育実践センター、pp.83～88.
- 坂内仁・熊谷恵子(2017)「高校生の就労に関わるソーシャルスキルの指導」—高校学校と特別支援学校における短期指導の事例の比較検討—、LD（学習障害）研究(2017年5月25日)。 pp.240～252.
- 児美川孝一郎(2010) オーストラリアにおける若者の「学校から仕事への移行」支援の現状と課題(4)—職業教育におけるTAFEの役割、法政大学キャリアデザイン学部。 pp.42.
- 知名青子(2015)「特別支援学校高等部の進路指導における教師の役割と職場環境—進路指導担当者と学級担任を対象とした職場快適度についての実態調査から—」、東北大学。年報 63 (2)、 pp.125～127.
- 藤井明日香(2013)「特別支援学校（知的障害）高等部進路指導担当教員の就労移行支援に対する困り感—指導法及び教員支援に関する自由記述から—」、高松大学。 pp.115～127.
- 文部科学省(2014)、「文部科学省におけるキャリア教育・職業教育の取組について」。 pp.3～13.
- 二宮信一(2017)「社会資源の少ない地域での特別支援教育を教える」、『日本LD学会』101、 pp.1-5.
- バク・ヨングン(2013)「障害学生の進路及び職業教育運営に関する特殊教師の認識：特殊学校の学校企業及び統合型職業教育拠点学校を中心に」、知的障害研究、15(4)、 pp.137-160.
- イ・ウンジ(2014)「釜山・慶南地域における精神遅滞特殊学校の専攻科教育関連計画分析」、大邱大学大学院 修士学位論文、 pp.2-20.
- e-stat（政府統計の総合窓口） <https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1>（観察日；2020.08.31）